

令和8年度みえっこ会議運営事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度みえっこ会議運営事業業務委託

2 概要と目的

三重県子ども条例第14条では、「県は、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が子どもに関する施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする」と規定している。

これに基づく取組として、令和7年度から、子どもが委員となり県に意見を届け、県が次年度以降の取組に活用する「みえっこ会議」を実施しており、令和8年度のみえっこ会議については、三重県誕生150周年記念事業に位置付け、三重県の取組について学んだうえで、三重県の未来に向けた意見発表を行う。

本事業では、令和8年度のみえっこ会議について、子どもが安心して意見を表明できる場を設計するなど、円滑かつ効果的な運営を実施することで、子どもの意見表明及び社会参画の促進を図る。

3 履行期間

契約日から令和8年10月30日(金)

4 会議の開催日程

会議は7月から8月にかけて、以下の日程を候補日とし、1回あたりの会議時間は2時間程度を想定している。各回の日程は、別紙1「会議概要(案)」で提示するが、進行方法や時間配分等については、より効果的な運営方法を検討し、県及びファシリテーターと協議のうえ決定すること。

(1) 顔合わせ・事前学習会(7月19日(日)PM)

(2) 第1回グループワーク(7月23日(木)PM)

(3) 第2回グループワーク(7月30日(木)PM)

(4) 発表会(8月7日(金)PM)

※(4)発表会については、知事が出席する都合上、知事に関わる進行は委託者が決定する。

5 会議参加者

(1) 委員に選定された県内に在住・在学の小学校4年生から高校生世代(15名を選定予定)

※「高校生世代」とは、令和8年度に18歳になる方までをいう。

(2) ファシリテーター(3名選定予定)

- ・ 会議全体を通じて、子どもが安心して意見を表明できるよう支援する役割として参加する。

(3) テーマに関係する県担当課職員

- ・ オンラインで前記4(2)・(3)のみ参加する予定。
- ・ 委員からの質問に対して、県の現状を説明するなど、議論を深める役割として参加する。

(4)事務局職員(3名)

グループワークの際、各グループに配置し、メモ係等として参加する。

6 委託業務の概要

- (1) 会場の設定
- (2) 委員募集チラシの配布
- (3) 委員への連絡調整
- (4) ファシリテーターとの調整及び報償費の支払い
- (5) 事前準備・当日運営
- (6) 会議後のアンケート実施
- (7) 委員への謝礼
- (8) その他

7 委託業務内容

以下の(1)～(8)を実施することとし、企画内容、運営スケジュール等を提案のうえ、提案内容をもとに、契約後に県と協議のうえ詳細を決定することとする。

なお、本業務の実施にあたっては、子どもを権利の主体として尊重し、三重県子ども条例の趣旨を十分に理解したうえで実施すること。

また、運営全体を通じて、子どもが安心して意見を表明でき、主体的に楽しんで参加できるよう、工夫を行うこと。

(1) 会場の設定

- ・ 津市内の会議室(三重県庁周辺)での開催を基本とし、会場となる会議室を受託者側で確保すること。なお、各回、保護者控室を設定すること。
- ・ 会議室を確保する際は、以下の点に配慮すること。

- ① 公共交通機関を利用して子どもが来場できる場所とすること。
- ② バリアフリーに配慮した会場とすること。
- ③ 前記4(2)・(3)においては、オンラインも含めたハイブリットでのグループワークを想定しているため、グループごとに会議室を確保するなど、グループで集中して議論できるような場とすること。なお、グループワークは小学生グループ(1グループ)と中高生グループ(2グループ)に分かれて活動する予定。
※会場使用にかかる一切の費用は受託者が負担する。
※前記4(4)発表会については、三重県庁内会議室で開催予定のため、受託者側で会議室を確保する必要はない。

(2) 委員募集チラシの配布

- ・ 委託者がデータ提供するチラシをカラー印刷・仕分けし、委託者がデータ提供する送付状を付した上で、募集開始1週間前(5月13日)を目安に、別紙2「配布計画」を参照し、学校等に配布すること(募集期間は5月20日から6月19日を予定)。印刷費、郵送料は受託者が負担すること。
- ・ その他、委託者が提示する配布先以外にも委員募集に効果的な対象を検討し、追加でチラシを配布するとともに、応募状況に応じて、委託者が行う周知に対して必要な協力を行うものとする。
- ・ みえっこ会議委員募集チラシに加え、県が別途作成する「キッズ・モニター+」募集チラシについても、カラー印刷し、仕分けしたうえで、同封すること。
※詳細な配布先・配布数は、契約締結後に決定する。
※「キッズ・モニター+」とは、小学1年生から高校生世代を対象に、電子アンケートや対面・オンラインでの意見交換会を実施し、県の取組に子どもの意見を活かすためのプラットフォーム。
※応募受付・委員選定は県が実施する。

(3) 委員への連絡調整

- ・ 各日程の開催前には、委員の出欠や交通手段を電話やメール等で確認し、各委員の状況を県に共有すること。連絡調整を行うにあたっては、安心・安全を確保するための適切な体制を整えること。
- ・ 会場案内図等の必要な資料を作成し、委員に送付すること。
- ・ 会議当日に撮影を行うことについて、各委員及び保護者に対し事前に同意を取り、併せて、撮影した写真等の県ホームページ等への掲載について承諾を得ること。
- ・ その他、子どもが安心して参加できるよう、必要に応じて連絡を行うこと。

(4) ファシリテーターとの調整(ファシリテーターの報償費、旅費の支払いを含む)

- ・ 契約締結後に委託者が提示する候補者一覧の中から、ファシリテーターを3名選定・依頼すること。
- ・ 選定・依頼後、ファシリテーターとの調整を行うとともに、ファシリテーターの報償費・旅費の支払いを行うこと。なお、報償費、旅費は受託者が負担する。

※ファシリテーターの報償費については、1時間あたり、10,000円以内とし、総額420,000円(10,000円×3.5時間(会議2.5時間+事前打ち合わせ1時間)×4回×3人)を見積金額に含めること。

(5) 事前準備・当日運営

- ・ みえっこ会議で検討してもらうテーマとグループ分けは、委員選定と合わせて委託者が行う。
- ・ また、本会議は、三重県誕生150周年記念事業に位置付け、各委員に三重県の歴史を学んでもらうとともに、「みんなが幸せに思う50年後の三重県」を各グループで検討・発表してもらう。(詳細は別紙1を参照)
- ・ 前記の点をふまえて、各回のシナリオ、会場配置図、大人の役割分担、必要な備品等について、以下の点に配慮し、具体的な提案を行い、委託者と協議のうえ、詳細な運営方法を決定すること。
 - ①子どもが安心して意見を表明できる環境を整え、子どもが興味を持ち意欲的に参加できる会場の雰囲気や進行、その他の工夫をすること。
 - ②子どもの主体性を尊重し、過度な大人の介入を避ける進行方法(グループワークや発表の方法など)とすること。
 - ③小学4年生から高校生世代までが委員となるため、年齢に応じた運営とすること。
 - ④会議中、子どもが不安や悲しい気持ちになった場合等のリスクへの対応が可能な体制とすること。
 - ⑤会議はオンラインでの参加も可能なハイブリッド開催とするため、受託者は必要な機材(プロジェクター、スクリーン、WEBカメラ、スピーカーフォン等)を準備し、オンライン参加者が安心して参加できる体制を整えること。
- ・ 各回において、委託者及びファシリテーターと会議直前の事前打合せを行うこと。
- ・ グループワークに必要な消耗品(筆記用具、模造紙等)を用意すること。消

耗品にかかる費用は、受託者が負担すること。

- ・ 会議当日は、運営(会場設営・撤収作業、受付、進行管理、写真撮影、オンライン参加者の入室管理及びトラブル対応等)を行うこと。
- ・ ファシリテーター及び委員の飲料を準備すること。飲料にかかる費用は、受託者が負担すること。

(6) 会議後のアンケート実施

委員に対し、発表会終了後にアンケートを行うこと。アンケート内容は委託者と協議のうえ決定すること。アンケート結果は集計の上、報告書に添付すること。

(7) 委員への謝礼

委員への謝礼として、4000円分の Amazon ギフトカードを準備し、発表会終了後に委員に配布すること。

なお、配布にあたっては、事前に保護者の同意を得ること。

※Amazon ギフトカード購入費は受託者が負担すること。

(8) その他

本委託業務の実施にあたっては、業務を円滑に進めるため、必要に応じて打合せを実施することとする。打合せは、基本的に三重県庁内で実施するが、電話、オンライン等も活用する。

8 報告書の提出

本業務に関する報告書を紙媒体1部、電子媒体(DVD-R 等)1部を県に提出すること。報告書には次の項目を含めること。

- ・ 委託業務の実施内容
- ・ 委託業務にかかる経費の内訳
- ・ アンケート結果
- ・ その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- ・ 上記資料に関する電子データ1式(CD-R 等)

9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県子ども・福祉部 少子化対策課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年

法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、同規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は消費税等を内書きで記載するものとする。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)
- (4) 契約は、三重県子ども・福祉部 少子化対策課において行う。

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

11 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

12 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

15 その他

- ・ 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・ 提出された応募書類等について、個人情報以外は三重県情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。
- ・ 受託者は、本業務を実施するにあたり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じてユニバーサルデザインの観点でチラシ等のデザイン作成を行うこと。
- ・ 本業務により発生した成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)及び成果品のうち甲又は乙が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって甲に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないこととする。
- ・ 本業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報保護法第176条、第180条及び第184条並びに番号法第50条、第51条、第55条、第56条及び第57条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- ・ 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- ・ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法に罰則があるので留意すること。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。

- ・ 本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度、受託者と三重県が協議のうえ、決定することとする。

16 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 子ども・福祉部 少子化対策課 担当:平松

Tel:059-224-2404 FAX:059-224-2270

E-mail:shoshika@pref.mie.lg.jp